

# KYOUSEI DAYORI

-きょうせいだより-  
No.37 R7.6

矯正を知ろう！再犯防止をもっと身近に！

## CONTENTS

- ・拘禁刑の創設
- ・インタビュー  
NPO法人大牟田ライフサポートセンター・大牟田市福祉保健部福祉課
- ・検証！精神障がいのある者による犯罪を知る
- ・あなたの街の矯正施設⑩  
麓刑務所



## きょうせいだよりってなに？

本誌は、地方公共団体や民間団体の皆さまに、法務省の再犯防止の取組や矯正施設のことなどを知ってもらいたいという思いを込めて配信するお便りです。日々の業務の合間に手に取ってご覧いただき、私たち矯正のことを少しでも身近な存在として感じていただけますと幸いです。

… これまで …

### 懲役

刑法（改正前）で「所定の作業を行わせる。」と定められており、どの受刑者も作業に一定の時間を割かなければならない。

課題：改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合がある。

### 禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

課題：改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

## 拘禁刑の創設

刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されました（令和7年6月1日施行）。明治40年の刑法制定以来、初めての刑罰の種類の変更です。今回は、拘禁刑の創設により、刑務所等の刑事施設における処遇や社会復帰支援がどのように変わるのかを見てみます。

NEW!!

### 拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に！

### POINT

- 受刑者の必要性に応じた作業の実施  
作業の実施が前提ではなくなり、**改善更生等の必要性に応じた作業の実施**を検討することが可能に。
- 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇  
作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、**個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等**を展開。
- 作業を含む受刑生活への動機付けの強化  
一方的に矯正処遇等を課すのではなく、**受刑者自身にその重要性を十分に理解させ**、効果的に改善更生等を図る。

懲役刑下においては、作業を行うことが「目的」でした。  
拘禁刑下においては、改善更生や円滑な社会復帰という目的のための「手段」として作業や指導が行われるよ。



「懲らしめ」から「立ち直り」へ…  
本誌で紹介しているのはこの大きな転換の一部です。  
詳細は法務省ホームページをご覧ください！

法務省 拘禁刑

検索





このページでは、刑が確定してから出所までの流れの中で、拘禁刑の創設により大きく変わった点を紹介します。

# 刑の確定

※処遇調査

特性を把握するための  
アセスメント機能を強化！

※処遇調査…心身の状況、生育歴、犯罪性の特徴、家庭・生活環境、将来の生活設計などの受刑者の処遇に必要な基礎資料を得るために行われ、それを基に矯正処遇課程が指定されます。

心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査します。

新設！

矯正処遇課程の指定

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するために、基本的な処遇類型（矯正処遇課程 24 課程）を新設し、処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定しています。

例）短期処遇課程、依存症回復処遇課程、高齢福祉課程、一般処遇課程など

# 受刑生活



矯正処遇

作業



受刑者の特性に応じて  
必要なものを組み合わせて  
実施！

改善指導

教科指導



作業の  
実施目的や意義の  
明確化！

基礎的 作業	社会人として、勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる。
機能別 作業	特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施。 例) コミュニケーション能力等向上作業
職業 訓練	出所後の就労への準備を進める既存の取組を職業訓練の種類として整理、種目等の見直しも継続。

社会復帰支援

就労支援

福祉的支援

刑事施設長の責務として  
明文化！  
(令和5年12月施行)

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、釈放後の社会生活を見据えた支援を実施していきます。

多職種連携による  
チーム処遇！

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、多職種の職員でのチーム処遇を実施します。  
→本人に寄り添った柔軟な処遇と社会復帰支援が可能に！

作業の  
動機付け



受刑者に作業を実施させる場合は、作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどして作業に取り組ませた上、定期的に振り返りを行わせることによって、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを高めていきます。

「対話実践」の  
推進



受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識させ、課題を克服するための援助が得られることを実感させることで、更生への動機付けを高めること等を目的とした、一般改善指導「対話」を新設。

# 出所



18 19 20 21 22 23 24  
25 26 27 28 29 30 31  
まきしま せいご  
**牧嶋 誠吾**さん  
特定非営利活動法人  
大牟田ライフサポートセンター  
事務局長

すぎの ゆうすけ  
**杉野 雄介**さん  
大牟田市役所 保健福祉部  
福祉支援室 福祉課  
相談支援包括化推進員 (当時)

みうら まさよし  
**三浦 雅善**さん  
特定非営利活動法人  
大牟田ライフサポートセンター  
事務局次長

## 居住支援とは

居住支援とは、生活困窮や高齢、障がいなど様々な理由で、住宅確保に困っている方々(住宅確保要配慮者)が、安心して暮らせるよう住まいの確保から生活(場合によっては死後事務)までを包括的に支援する取組です。刑務所出所者や少年院出院者は、連帯保証人になってくれる人がいないことや刑務所等に入っていたことを理由に賃貸住宅の契約を断られてしまうことも多いことから、住宅確保要配慮者の中に含まれています。今回は、福岡県から居住支援法人の指定を受け、居住支援に精力的に取り組む特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンターで事務局長を務める牧嶋誠吾さんと事務局次長を務める三浦雅善さんにお話しを伺ってきました。話が進むにつれ、居住支援を語る上で、**※重層的支援体制整備事業**は必須!ということになり、急きよ大牟田市保健福祉部福祉課で相談支援包括化推進員をされている杉野雄介さんにもお越しいただき、どのように連携して支援を行っている

かについても教えていただきました。

## 大牟田市 居住支援協議会

野口(当課課長)・牧嶋さんは、以前は大牟田市役所に勤めていて、大牟田市居住支援協議会を設立されたということですが、そのことについて教えてください。

牧嶋・私が市役所で勤務しているとき、少子高齢化や人口減少等に伴い、民間の空家物件が増えてきました。空家物件を利活用しようとなったとき、住宅確保に困っている人たちがいることが調査して分かったんです。平成25年頃、連帯保証人がいなくて市営住宅に入居できなかった人は年間約10人くらいいる状況でした。また、民間賃貸住宅では、同様の理由で約3割が入居を断られていました。それで、NPO法人を作って、住宅確保に困っている人たちを支援しようということから居住支援が始まりました。

また、お年寄りの一人暮らしや障がいがある人は、入居後に

迷惑をかけるからという理由で住宅確保にハードルがあったんです。それで、ハードルを少しでも下げるために、入居中の見守り支援、つまり福祉的な支援が必要になりました。

役所は縦割りなので住宅政策と福祉の間にどうしても隙間ができてしまいます。その制度と制度の隙間を埋めるのが民間です。だから、官民協働で、居住支援協議会をやるべきだろうというのが協議会設立までのざっくりとした流れです。大牟田ライフサポートセンターは大牟田市居住支援協議会の事務局となっており、制度の隙間を埋めるように入居支援からその後の生活支援まで行っています。



※重層的支援体制整備事業・・・1つの支援機関だけでは対応困難な、複雑で複合的な課題を抱える個人や家族をサポートする体制づくりを目的とした事業。

# 刑務所出所者への 居住支援の現状

野口…大変理解が進みました。では、実際に刑務所とか少年院を出た人から、家がなくて困っているという相談はありますか。

三浦…ありますね。厚労省の施策である重層的支援体制整備事業の対象になってこちらにつながることが多いです。直近だと、2か月に2、3人くらいのペースで出所者について相談があります。最近も、窃盗で服役していた人が出所後、空き家を借りていたんですが、刑務所出所者が住んでいると近所の人の間で噂

になって、大家さんからも出て行ってほしいと言われたということ、うちの事務局に相談がありました。

牧嶋…重層（重層的支援体制整備事業のこと。以下同じ。）からの相談で、とりあえずシェルターに入ってもらって、その間に重層の方で仕事につないでもらった人もいます。その人は、シェルターから出て1か月ほどで生活保護から脱出して自立しました。つないでもらった先の社長さんは理解がある方で、しっかりと受入れてくれる支援者がいることによって、生活保護から脱出できるんだなと思いましたね。

野口…出所者等は、重層的支援体制整備事業にどのようなつながるのですか。また出所者等の支援についての課題を教えてください。

杉野…出所者で言うと、大体、地域生活定着支援センターの方から直接ご相談を頂いたり、保護司や保護観察官の方からご相談を頂いたりしています。件数で言うと、年間15〜20件くらいあります。いろんな罪名の方々が地元の大牟田市に戻って生活



したいという声がある中で、住まいを探すとなると、前科持ちだと賃貸は駄目と断られることがとても多いです。お金がない場合には、一旦ライフサポートセンターのシェルターをお借りして、生活保護の申請をします。その後、大牟田市の中でも事情を理解してくれている不動産屋にお願いして家を探しますが、その後の生活においても、訪問看護や地域包括支援センターなどをに入れて、誰か一人は支援者に関わってもらえないようにして本人がひとりにならないようにしています。

以前、刑務所出所者の70代男性について、地域の方と全然なじめないという相談があ

「いろいろな人と連携が取れていることが  
一番の強みです。」

りました。その方を高齢の男性のみの交流会に誘って、来てくれることになっていたので、刑務所から出てきたとか前科があると分かると、参加している方たちは、自分を避けるんじゃないかとか不安が出てきて、結局、地域と交流できないまま連絡が途絶えてしまいました。周りの目を気にして、地域になじみたいと思ってもなじめないでいる方もいるので、どうにかしたいと思っているけど、結局何もできていないのが悔しいです。

野口…皆さんは刑務所出所者であろうがなかろうが、困っている人という認識でひとりの人として支援していると感じました。逆に我々の方が偏見を持っていると思いました。

牧嶋…出所者の立ち直りには支援者が必要だと思います。支援者がいることで昔の仲間にも必要がなくなります。加えて、支援者同士のつながりがうまくいっていないとだめですね。支援者のネットワークをどう広げるか。大牟田はこの連携がいろいろな人と取れていることが一番の強みだと思います。



## 犯罪の動向

表1は、令和5年における精神障がい者等（精神障がい者及び精神障がいの疑いのある者を含む。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障がい者等の比率を罪名別に見たものです。表1から、令和5年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障がい者等の比率は、0.7%でしたが、罪名別で見ると、**放火と殺人において精神障がい者等の比率が高かったことが分かります。**

表2は、令和5年における

表1 精神障がい者等による刑法犯 検挙人員(罪名別)

(令和5年)

区分	総数	殺人	強盗	放火	不同意性交等・不同意わいせつ	傷害・暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数(A)	183,269	808	1,601	576	5,679	45,207	3,254	85,535	9,761	30,848
精神障がい者等(B)	1,286	48	18	65	30	422	73	232	34	364
精神障がい者	1,021	36	15	52	22	339	62	174	23	298
精神障がいの疑いのある者	265	12	3	13	8	83	11	58	11	66
B/A(%)	0.7	5.9	1.1	11.3	0.5	0.9	2.2	0.3	0.3	1.2

注1 警察庁の統計による。

注2 「精神障がい者等」は、「精神障がい者」(統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障がい、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。)及び「精神障がいの疑いのある者」(精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障がい者以外の者)をいう。

※

入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障がい者等を有する者として診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障がいの種別ごとにみたものです。

**令和5年における入所受刑者の約2割が精神障がい者等を有する者でした。また、同年の少年院入院者についてみると、3割強が精神障がい者等を有する者でした。**

矯正施設には、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするために、社会福祉士又は精神保健福祉士の非常勤職員と福祉専門官(社会福祉

表2 精神障がい者等を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和5年)

種別	総数	うち精神障がい者等を有する者	精神障がいの種別					その他の精神障がい
			知的障がい	人格障がい	神経症性障がい	発達障がい	統合失調症	
入所受刑者	14,085	2,877	276	68	278	80	196	1,979
少年院入院者	1,632	521	136	6	3	279	-	97

注1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

注2 「精神障がい者等を有する者」は、刑事施設等において、知的障がい、人格障がい、神経症性障がい、発達障がい、統合失調症及びその他の精神障がい(精神作用物質使用による精神及び行動の障がい、気分障がい等を含む。)を有すると診断された者をいう。

士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員)が配置されています。

また、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、**矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる特別調整という取組も行われています。**

さらに、本年6月1日から始まった拘禁刑では、「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」とされており、必要に応じて**多職種連携によるチーム処遇を実施し、本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援を行うことが可能となりました。**

※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)により、精神障がい者に適時適切な医療及び保護を提供する趣旨から、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長に対し、通報義務が課せられています。矯正施設の長については、精神障がい者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の帰住地、氏名等を、本人の帰住地(帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならぬとされています。

質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

## お問合せ先

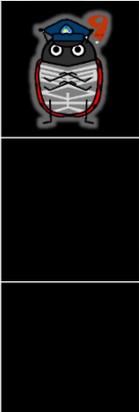
九州矯正管区 更生支援企画課 福岡市東区若宮5丁目3番53号

TEL:092-661-1143(直通) FAX:092-663-1001

MAIL:1.fukuokakyousei.9jf@i.moj.go.jp



# 麓 刑務所



◀慈愛像  
地域の保護司会から寄贈を受けた像。子を抱く母が表現されており、土台には「慈愛」の文字が刻まれている。通りすがりに手を合わせる受刑者も。

所在地：佐賀県鳥栖市



9  
あなたの街の  
矯正  
施設  
Vol.16

## 九州唯一の女子刑務所

麓刑務所は、昭和6年に熊本刑務所佐賀刑務支所に女区（女性の収容区域）が設置され、同24年に現在地（佐賀県鳥栖市、旧三養基郡麓村）に移転し、翌25年に麓刑務所となりました。刑務所としては75年目です。北側は脊振山系、南側は佐賀平野に面し、緑に囲まれた開放的構造を持つ明るい施設です。全国に、女子受刑者を収容する主たる施設は12施設あり、当所は九州唯一の女子刑務所です。収容定員は302名で、罪名、刑期、年齢、入所回数等の異なる様々な受刑者を受け入れ、それぞれの特性に応じたきめ細やかな処遇を展開しています。刑務作業では、地域の伝統工芸品である佐賀錦の織物製作や久留米絣の加工を取り入れ

## POINT



▲ふるさと納税返礼品  
当所の刑務所作業製品を鳥栖市のふるさと納税返礼品として登録している。久留米絣のエプロンやテーブルセンター、佐賀錦のタイピンやペンダント、革のNikuQケース等。

本年6月1日から拘禁刑の運用が始まり、改善更生及び社会復帰に向けた指導作業及び支援については、個々の特性等に応じて指定した矯正処遇課程を基に実施することになりました。よりきめ細かな指導等ができるよう、知見を蓄積させながら最適化させていくところです。



▲佐賀県庁における展示  
同庁で実施の「社会を明るくする運動」伝達式において受刑者が作成した短冊をつけた七夕飾り等を展示した。

特に女子受刑者は、自立した生活を送るためには周りの支えが必要な者が多いため、個々の特性等にに応じ、例えばオープンダイアログの知見を取り入れた「対話実践」や、他者と協力しながらの制作活動等を行い、人と良好な関係を築けるような働き掛けを日々実施しています。制作した作品は、県庁、市役所等で展示させていただきます。

## 自立した生活に向けて

ております。

## VOICE

拘禁刑下では、受刑者の特性に応じ、更生プログラムを柔軟に取り入れた指導を行うこととなります。これまでのような問題点の改善だけでなく、コグトレなど認知機能の維持・向上を目的とした改善指導や、物事を捉える際に無意識的に悲観的な受け止めをしてしまう「認知の歪み」に焦点を当て、自立した生活につながるよう、「生きづらさ」を改善するための働き掛けなどを積極的に行っていきます。

拘禁刑下の指導を充実させ、受刑者の心に響くものとして運用していくためには、教育専門官としてこれまで培ってきた考えや経験など、根本部分の大幅な更新が必要だと感じています。その中で、認知機能が低下した、社会復帰が近い高齢受刑者の指導に携わる機会を得ました。刑務所としては改善更生の指導を行うべきところ、刑務所に収容されていること自体を認識できないため、指導内容には苦慮しました。本人の運動機能や意思伝達能力を改善することで、社会内で健全な生活を送る一助となること期待されるため、体操や制作活動といった指導を実施しましたが、それが最適であったかは今でも分かりませんが、ただ、被収容者と向き合う姿勢に心がこもっていないなければ相手に想いは伝わらないことをより認識でき、新制度に対する心構えを強めることができました。

## 現場職員の声 — 教育専門官 —

